

地域貢献型特別金利定期預金

Clover

クローバー

※画像はイメージです

5年 店頭表示金利 +1.12%

毎年8月末時点の本商品預入残高の0.01%相当額を、倉敷市スポーツ振興基金等に寄付します。
お客様に寄付金のご負担はなく、お客様のご預金やお利息から寄付額を差し引くことはありません。

玉島の森野球場ネーミングライツ取得

倉敷市とのネーミングライツ（施設命名権）契約により、玉島の森野球場のネーミングライツを取得しました。
2026年10月1日より、玉島の森野球場の愛称は「**玉島信用金庫スタジアム玉島**」（**通称：たまスタ**）となります。

販売期間

2026年9月16日（水）～2027年3月31日（水）

募集総額 50億円

※新たな資金の預入に限ります。

※上記金利は初回満期日までの適用となります。初回満期日以降は、通常の店頭金利となります。
※取扱期間中であっても、金利情勢の変化によってお取扱を中止する場合がございます。
※商品説明書をご用意しております。詳しくは、お近くの玉島信用金庫までお気軽にお問い合わせください。
※詳細は、裏面をご覧ください。

玉島信用金庫
Tamashima Shinkin Bank
https://www.shinkin.co.jp/tamashima-sk/

現在の金利はこちらから

たましん店舗一覧

玉島・船穂地区

本店営業部	倉敷市玉島1438	☎086-523-2111
長尾支店	倉敷市新倉敷駅前4丁目7番地	☎086-526-0313
西支店	倉敷市玉島中央町1丁目22番34号	☎086-522-3181
勇崎支店	倉敷市玉島勇崎1005-2	☎086-528-3355
富田支店	倉敷市玉島八島1876-5	☎086-525-1777
船穂支店	倉敷市船穂町船穂2915-5	☎086-552-4321

笠岡・浅口地区

笠岡支店	笠岡市四番町2-11	☎0865-62-4181
金光支店	浅口市金光町占見新田528-3	☎0865-42-2080
鴨方支店	浅口市鴨方町鴨方2085-2	☎0865-44-5755

倉敷・早島地区

倉敷支店	倉敷市老松町3丁目15-15	☎086-422-8311
水島支店	倉敷市神田2丁目3-37	☎086-446-4425
中庄支店	倉敷市松島1098-4	☎086-462-1300
西阿知支店	倉敷市中島1391-1	☎086-466-1311
早島支店	都窪郡早島町早島2020-6	☎086-482-0073
鶴形支店	倉敷市鶴形1丁目11-27	☎086-422-3511
笹沖支店	倉敷市笹沖405-9	☎086-422-5301
小溝支店	倉敷市中島2611-2	☎086-466-1021
八王寺支店	倉敷市八王寺町185-1	☎086-426-0432
古城池支店	倉敷市北畝5丁目22-37	☎086-456-2088
寿支店	倉敷市日ノ出町2丁目1-62	☎086-421-1200

1.商品名	◇地域貢献型特別金利定期預金“クローバー”
2.販売対象	◇個人および法人
3.期間	◇定型方式 ◇5年 ◇自動継続扱い（元利金継続または元金継続）のみ
4.預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入形式	 ◇一括預入 ◇10万円以上 個人は990万円以下。法人は上限なし（大口預金は法人限定） ◇10万円単位 ◇個人（総合口座、通帳式、証書式）、法人（通帳式、証書式）（窓口でのお預入に限ります）
5.払戻方法	◇個人：満期日以後に一括して払い戻します。 ◇法人：中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率の70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ただし、中間利払は本人口座への口座振替のみとし、現金払いの取扱いはできません。
6.利息 （1）適用金利 （2）計算方法	◇固定金利 5年：店頭表示金利＋1.12% 預入時の利率を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の適用利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示利率となります。 ◇個人：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6カ月毎の複利計算とします。 ◇法人：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7.利子課税	◇個人：20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ◇マル優の取扱いができます。 ◇法人：15.315%の税金がかかります。
8.手数料	――――――――――――――――――――
9.中途解約時の取扱い	◇満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数に応じた中途解約利息とともに払い戻します。なお、複利型の利息計算は、6カ月複利の方法により計算します。また、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。 ①預入期間6カ月未満……　解約日の普通預金利率 ②預入期間6カ月以上1年未満……　約定利率×30% ③預入期間1年以上1年6カ月未満……　約定利率×40% ④預入期間1年6カ月以上2年未満……　約定利率×50% ⑤預入期間2年以上2年6カ月未満……　約定利率×60% ⑥預入期間2年6カ月以上3年未満……　約定利率×70% ⑦3年以上4年未満……　約定利率×80% ⑧4年以上5年未満……　約定利率×90%
10.寄　附　金 （1）金額 （2）納付先	◇毎年8月末時点の預入残高の0.01%を倉敷市スポーツ振興基金等を通じて地域スポーツ振興に充当します。 ◇倉敷市スポーツ振興基金
11.苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。 紛争解決措置　岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。
12.その他	◇本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。

2026/9/17現在